

災害復旧工事等に伴う 検査及び工事成績評定の取扱いについて（お知らせ）

令和2年4月1日
広島県土木建築局

災害復旧工事等の検査及び工事成績評定については、「平成30年7月豪雨災害に伴う監督・検査等の取扱いについて（平成30年10月22日）」及び「平成30年7月豪雨災害に伴う工事成績評定の取扱いについて（平成31年3月5日）」によりお知らせしているところですが、中間検査及び工事成績評定について、平成30年7月豪雨災害に限定せず、災害復旧工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業）又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）（以下「災害復旧工事等」という。）としました。

また、中間検査を省略する請負代金額を「3,500万円未満」から「5,000万円未満」に変更し、次のとおり取り扱うこととしました。

（1）中間検査について

災害復旧工事等で、請負代金額5,000万円未満の工事については、中間検査を省略することとし、1億円以上の工事については、中間検査の回数を2回から1回に省略します。

また、低入札価格調査対象工事については、通常工事を含む全ての工事において、中間検査の回数は増やさないこととします。

（2）工事成績評定について

工事成績評定については、原則として1件の請負代金額が500万円以上の土木工事を対象としていますが、災害復旧工事等については、原則として1件の請負代金額が3,500万円以上の土木工事を成績評定の対象とします。（対象工事であることを特記仕様書に明示します）

ただし、1件の請負代金額が500万円以上3,500万円未満の工事について、受注者から、契約後速やかに当該工事の評定を希望する旨を記載した工事打合せ簿が提出された場合は、評定の対象とします。

また、この取扱いに基づき評定の対象外とした工事については、変更契約により請負代金額が3,500万円以上になった場合も、評定の対象としません。

なお、これらの取扱いの対象となる工事については、特記仕様書に明示します

災害復旧工事等^{※1}に係る成績評定及び中間検査の取扱い (R02.04.01~)

請負代金額	成績評定の取扱い			中間検査の回数			低入札工事の 中間検査の取扱い	
	通常工事	災害復旧工事等	災害復旧工事等 (随契緊急対応 ^{※2})	通常工事	災害復旧工事等	災害復旧工事等 (随契緊急対応 ^{※2})	通常工事	災害復旧工事等
500万円未満	対象外	対象外	対象外	0回	0回	0回	回数は 増やさない	
500万円以上 ～1,000万円未満	対象	対象外 ^{※3}	対象外	0回	0回	0回		
1,000万円以上 ～3,500万円未満	対象	対象外 ^{※3}	対象外	1回	0回	0回		
3,500万円以上 ～5,000万円未満	対象	対象	対象外	1回	0回	0回		
5,000万円以上 ～1億円未満	対象	対象	対象外	1回	1回	0回		
1億円以上	対象	対象	対象外	2回	1回	0回		
工期が一年を超える工事で 当該年度の年割額1億円以上	対象	対象	対象外	2回 (当該年度で)	1回 (当該年度で)	0回		

※1 災害復旧工事（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく事業（改良復旧事業含む）及び災害関連緊急事業）又は災害に関連する維持修繕工事（河川浚渫等）

※2 災害発生直後に被災箇所にて緊急対応した随意契約の工事

※3 受注者が、契約後速やかに当該工事の評定を希望した場合は評定の対象とする。
変更契約により、請負代金額が3,500万円以上になった場合は、評定の対象外とする。